

第4号様式（第4条関係）

18中抛抛第539号

平成18年11月21日

区政情報非公開決定通知書



中野区長 田中 大輔



平成18年11月6日に請求のありました区政情報の公開について、中野区区政情報の公開に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開することができない区政情報	警大跡地開発に関する9月の住民説明会、10月の都計審における、中央防災公園に関する説明で、拠点まちづくり推進室の責任者が「冬至の時でも日照時間4時間を確保できる」と説明した、その根拠としているすべての資料。
公開することができない理由	該当資料は存在しないため。
担当	拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野 中野駅北口周辺整備担当 電話番号：3389-1111 内線：5846 担当：佐藤

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、中野区長に異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません（訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。）。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内にこの処分に対する異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。